

君ならどうするこんな時

—中学生・高校生のための消費者教育出前授業—

野村 裕子 Nomura Yuko 士別地区広域消費生活センター 消費生活相談員

1981年から消費生活相談員。相談業務と啓発・消費者教育は一体との考えのもと、相談内容を反映した体系的消費者教育を推進。令和3年度消費者支援功労者表彰 内閣総理大臣表彰受賞

北海道士別市は、住民が生涯にわたり、家庭、学校、地域、職域、その他さまざまな機会を通じて体系的に消費者教育を受けられる環境づくりをめざしています。消費者教育事業は消費生活相談員2名が中心となり、当市で受け付けた相談内容を反映して実施しています。また、近隣3町(和寒町、剣淵町、幌加内町)と広域連携し、同様に消費者教育事業を行っています。

「消費者教育支援プログラム」と「副読本」の作成

インターネットやスマートフォンの普及により、若年層がさまざまな消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えており、子どものうちからの消費者教育が必要です。

当市では、2011年度、学習指導要領や教育担当者からの意見をもとに、児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育の目標や教えるべき内容を「安全」「契約・取引」「情報」「環境」の4つの領域に定め、小中高で「体験型」「実践型」の消費者教育の出前授業(以下、授業)を実施する「消費者教育支援プログラム」(以下、プログラム)を作成しました。そして、2012年には、効果的な授業のために必要な副読本として「くらしのノート」(以下、副読本)を作成しました(写真1)。

プログラムで提供する授業には、消費生活相談員のほか、地域社会と学校をつなぐため、企業や外部専門家等が講師として出向きます。また、学校が利用しやすいよう、授業ごとに副読本や教科書のページ数を記載するなど工夫を重ねています。

副読本は、2021年4月に2度目の改訂を実施

写真1 消費者教育支援プログラムと副読本「くらしのノート」



しています。今回の改訂は、2022年4月からの民法改正による成年年齢の引き下げに向け、成人になったら何が変わるか、通信販売、SNSといった若者に多いトラブルやSDGsなど、最新の情報を56ページに収め、プログラムに連動させ、授業の流れに沿うように作成しました。

副読本は、年1回、中学1年生全員に配布しているほか、当市および近隣3町にある小中高21校を訪問し、学校保存用としてお渡ししています。あわせて学校現場には、成年年齢引き下げに伴う消費者教育の重要性を伝えています。

ケースメソッドで学ぶ 体験から行動する態度

本稿では中学生、高校生を対象に、契約のしくみと悪質商法に関して学ぶ授業を紹介します。

限られた時間の中でより効果的な授業となるよう、作成した指導案をもとに担当教員と十分な打ち合わせを重ね、相談事例を用いながら、生徒の学習意欲を高めるケースメソッド方式を活用しています。

①事例で学ぶ契約に関する基礎知識

授業の第一目標は、「契約の意味と基本的なルールやしきみ(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができる」と定め、具体的にはパワーポイントを用い、クイズなどで、常に「君ならどうするこんな時!」と問いかけ、ワークシートに記入させるなど、生徒の意見を尊重しつつ理解度を確認し進めます。

最初に「やってみよう! トラブルにあっちゃやう度テスト」で自己診断し、悪質商法に関する理解度を確認します。

次に「契約は法的責任が生じ勝手に取り消せない」を基本に、悪質商法の事例をもとに、未成年者取消し、クーリング・オフ制度、消費者契約法、消費生活センターの役割など、消費者を支えるしくみを学習します。

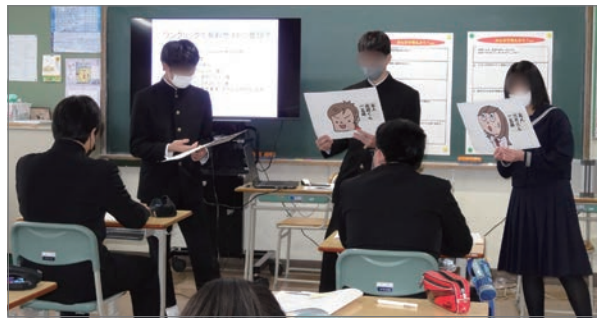
そして、インターネット関連の相談事例を紹介し、身近にトラブルが存在し、実際に若者が巻き込まれている危険性を認識させます。

②トラブル対応をロールプレイングで

第二の目標として、「契約・取引のトラブルにあったときに、消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる」と定め、ロールプレイング形式で実際に相談事例を演じ(写真2)、今後トラブルに遭遇したときに対応できる能力を養います。

具体的には、若者に多い消費者トラブルの「キャッチセールス」「アポイントメント商法」「マルチ商法」「架空請求詐欺」「定期購入」のうちシナリオ2事例を選択し演じた後、その事例をもとにパワーポイントやワークシートで「何が悪かったのか」「自分ならどうするか」など設問順に回答してもらいます。前段に学習した消費者を支えるしくみを活用したトラブルの回避方法と対処法を考えさせることで、合理的に行動する態度を養います。生徒は、ロールプレイングを楽しみにしており「せっかく演じるのであれば」と精力的に事前練習を重ね、迫力ある演技をしてくれます。

写真2 ロールプレイングのようす



授業を進めるうえで、(1)生徒に1つの価値観を植えつけるのではなく、生徒の意見を尊重し、生徒自ら情報を得る手段を考え、判断し実践する能力を養うこと、(2)授業内容を詰め過ぎず余裕を持ち、何よりも生徒も教える側も楽しむなど、モチベーションを高めることをめざしています。

③教員からも好評

この授業を通し、高校の担当教員を対象としたアンケートでは、「ロールプレイングを活用し、生徒は楽しく学ぶことができた」「実体験を伴わなければ分からないことが多いジャンルなので、ケースメソッドで学ぶ手法はよかった」「学校の授業に消費者教育を取り入れたい」などの感想が寄せられ、多くの手応えを感じています。

また、中学校の教員からは、「授業内容が公民と家庭科との関連があり、重ねて指導できるよさがある」と好評を得ています。

今後も学校での消費者教育を推進

当市の学校における消費者教育は2010年度に開始し、2021年度で12年目となります。

2022年4月以降、高校3年生の授業では、18歳の成年と17歳の未成年が混在し、未成年者取消権を行使できる生徒とできない生徒への対応が予想され、当市でも新たなプログラム作成が急がれています。

成年年齢の引き下げは間近です。この機を逃さず、学校への働きかけを引き続き推進していこうと考えています。